

## 認定こども園とは？

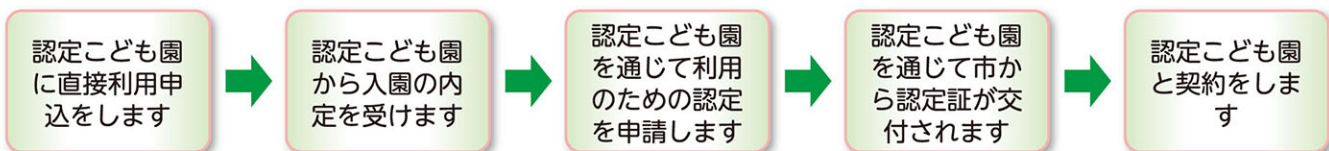
認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つことで教育と保育、両方の特徴を生かした施設です。また、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などの子育て支援を受けることができます。市内には、教育と保育を一体的に行っている「幼保連携型」と幼稚園が保育所的機能を備える「幼稚園型」の2タイプがあります。

### 認定こども園一覧

	幼稚園名	所在地	電話番号	対象年齢
①	(幼稚園型) 認定こども園 網走藤幼稚園	網走市北4条西4丁目	☎43-3912	教育3～5歳・ 保育3～5歳
②	(幼保連携型) 認定こども園つくし	網走市つくしヶ丘5丁目9番3号	☎44-0264	教育3～5歳・ 保育0～5歳

## 認定こども園利用の流れ

認定こども園を利用する場合、入園申込の他に市から「認定」を受けていただく必要があります。認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて1号認定から3号認定まで3つの区分があります。2号、3号認定での利用希望の場合は「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。また、保育の必要量に応じて利用時間が「標準時間認定」と「短時間認定」に区分されます。



※保育料は保護者の所得を基に市が決定します。(多子世帯・ひとり親世帯等は負担軽減があります)

3つの認定区分	【1号認定】 お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合 (幼稚園・認定こども園)	【2号認定】 お子さんが満3歳以上で、保育所等での保育を希望される場合 (保育所・認定こども園)	【3号認定】 お子さんが満3歳未満で、保育所等での保育を希望される場合 (保育所・認定こども園)

### 【保育を必要とする事由】

- ①就労(内定) ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障がい ④災害復旧 ⑤求職活動 ⑥就学
  - ⑦同居または長期入院等している親族の介護・看護 ⑧虐待・DVにより保育が困難であること
  - ⑨育児休業取得時すでに保育を利用している子どもの継続利用が必要であること
- ※3歳以上児や発達上の配慮が必要となる場合など

### 【利用時間】

標準時間認定(11時間)	利用時間 7:30～18:30
短時間認定(8時間)	利用時間 8:30～16:30